

| (仮称)岩倉市住民投票条例 | | | 大 和 市 | 和 光 市 | 高 浜 市 |
|---------------|-------------|--|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 目的 | <p>(目的)</p> <p>第◆条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号。以下「自治基本条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることものとします。</p> | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 対象 | <p>(住民投票に付することができる事項)</p> <p>第●条 住民投票に付することができる事項は、（岩倉市市民参加条例「市民参加の手續の対象」）第●条第1項のうち他市との合併等、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとします。ただし、次に掲げる事項を除きます。</p> <p>(1) （岩倉市市民参加条例「市民参加の手續の対象」）第●条第1項第5号に規定する事項</p> <p>(2) 法令の規定により住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 執行機関の組織、人事及び財務に関する事項</p> <p>(4) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p> | ○ | ▲ | ○ |
| 3 | 住民投票の請求及び発議 | <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第●条 年齢満 18 歳以上の住民は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができます。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。</p> <p>3 議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票の実施を議員提案された場合においては、その可否を議決しなければなりません。</p> <p>4 市長は、前 2 項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により可決したときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>5 市長は、第 1 項の請求に係る署名者数が年齢満 18 歳以上の住民総数の 4 分の 1 を超えたときは、第 2 項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>6 市長は、自ら住民投票を発議することができます。</p> | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 住民投票の形式 | <p>(住民投票の形式)</p> <p>第●条 第●条に規定する住民請求、議会請求又は市長発議による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければなりません。</p> | ○ | ▲ | ○ |
| 5 | 住民投票の執行 | | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 選挙管理委員会の事務 | | ○ | ▲ | ○ |
| 7 | 投票資格者 | <p>(投票資格者)</p> <p>第●条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上岩倉市に住所を有するものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票における投票の資格を有しません。</p> | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|----|-------------------|---|---|---|---|
| | | (1) 公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（以下「公選法等規定」という。）により選挙権を有しない者 (2) 前項に規定する者のうち年齢満18歳以上20歳未満の者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして公選法等規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者 | | | |
| 8 | 代表者証明所の交付等 | | ▲ | ▲ | ○ |
| 9 | 投票資格者名簿の調製 | | ○ | ▲ | ○ |
| 10 | 被登録資格 | | ▲ | ▲ | ○ |
| 11 | 登録 | | ▲ | ▲ | ○ |
| 12 | 住民投票の請求に必要な署名数の告示 | | ○ | ▲ | ○ |
| 13 | 住民投票の期日 | | ○ | ▲ | ○ |
| 14 | 投票所等 | | ○ | ▲ | ○ |
| 15 | 投票資格者でない者の投票 | | ○ | ▲ | ○ |
| 16 | 投票の方法 | | ○ | ▲ | ○ |
| 17 | 投票所における投票 | | ○ | ▲ | ○ |
| 18 | 期日前投票等 | | ○ | ▲ | ○ |
| 19 | 無効投票 | | ○ | ▲ | ○ |
| 20 | 情報の提供 | (情報の提供) 第●条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙等により提供しなければなりません。 2 市長は、 <u>前項</u> に規定する情報の提供に際しては、住民投票に係る事項についての中立性の保持に努めるものとします。 | ○ | ▲ | ○ |
| 21 | 投票運動 | (投票運動) 第●条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはなりません。 | ○ | ▲ | ○ |
| 22 | 投票結果の告示等 | | ○ | ▲ | ○ |
| 23 | 投票結果の尊重 | (投票結果の尊重) 第●条 議会及び市長は、投票資格者に占める有効投票総数の割合を考慮した上で、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 | ○ | ○ | ○ |
| 24 | 市民請求等の制限期間 | (再請求の制限期間) 第●条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから3年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民投票を行うことはできません。 | ○ | ▲ | ○ |
| 25 | 投票及び開票 | | ○ | ▲ | ○ |
| 26 | 委任 | | ○ | ▲ | ○ |